

# 塩釜高校の防災について

学校教育ならびに学校防災の円滑な実施を目的に、平成21年4月1日に学校保健法が改定され「学校保健安全法」として施行されました。これにもとづき宮城県では、学校防災のあり方として「防災教育」「防災管理」「防災組織」を三つを主要な柱として掲げました。

本校では、平成27年10月「宮城県塩釜高校防災マニュアル」を全面改訂しました。本校における防災教育・防災管理・防災組織の三つの主要な活動を進めるため、防災組織として学校防災安全委員会を設置し、学校の防災計画の策定や防災訓練の実施、校内研修の企画等、学校安全の推進に係る職務を円滑に遂行するための体制作りがなされました。

平成28年度はこれにもとづき、「防災マニュアル（家庭用）」を作成し、各家庭に配布しました。

## 平成28年6月9日（木）自然災害と火災に関する避難訓練を実施しました！

当日は雨のため、1次避難先を各キャンパスの体育館、2次避難先を西キャンパス体育館として実施しました。事務室から地震の発生を知らせるアナウンスがあり、生徒に頭部を守るよう指示。その後、食物実習室から火災発生を想定し職員室に通報。安全点検消火班の職員が現場に急行し火元を確認。消火活動に入る一方で事務室へ通報。事務室の火災発生のアナウンスと避難指示により全校生徒が避難を開始。生徒は落ち着いた様子で体育館まで避難しました。整列後、クラス担任による点呼を行い教頭先生まで人員確認の報告を行いました。各キャンパスでは教頭先生からの講評のあと、防災担当者から自然災害発生時の本校の防災体制や注意事項について話しました。



校内放送で机の下に入った生徒達



東キャンパスの生徒を待つ西の生徒

# 塩竈市との協定による避難所指定

東日本大震災における避難所の不足を受け、宮城県教育庁・塩竈市・塩釜高校の三者による協議がおこなわれ、塩釜高校東キャンパス体育館を塩竈市の避難所として貸与することの基本協定が締結され覚書が交わされています。

この覚え書きにもとづいて、塩釜市の防災訓練が行われました。塩釜市民総務部市民安全課の小笠原さん他5名の皆さんが配備職員として避難所の運営に当たっていただきました。本校からは、竹内校長・遠藤教頭・及川事務次長・成田総務部長（防災主任）が参加しました。

日 時：平成 28 年 6 月 12 日（日）

午前 9 時から 11 時 30 分

対 象：塩釜市民

9：00 地震発生

9：03 大津波警報発表

9：04 避難所開設・運営訓練

10：20 大津波警報解除

11：30 防災訓練終了（施設閉鎖）



市民の皆さんからはたくさんの質問が出されました



塩釜市民の皆さんの受入開始



小笠原さんから皆さんへの全体説明



発電機の発電練習！